平成２４年（フ）第２９４号
茨城県笠間市笠間20番地３
債務者　安見　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２２号
茨城県笠間市平町1748番地１
債務者　牧野　美彦
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２９号
茨城県水戸市酒門町4251番地の14
債務者　木村　武司
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３４８号
茨城県水戸市けやき台３―47　ＨＩコーポ202号、住民票上の住所茨城県水戸市田野町484番地の１
債務者　野邊　竜二
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３６０号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート１棟101号
債務者　海東　里香（旧姓古橋）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
茨城県古河市三和188番地６
債務者　村上　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４４号
茨城県坂東市沓掛2525番地３
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４５号
茨城県古河市大山340番地１
債務者　山本セツ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５６号
茨城県桜川市真壁町椎尾1668―１、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町田275番地４
債務者　柴山　敏子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５７号
茨城県古河市本町３丁目16番39号
債務者　塚本　　修
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５８号
茨城県古河市本町３丁目16番39号
債務者　塚本　清美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１５９号
茨城県下妻市見田1201番地２　ロイヤルシティ見田202号
債務者　山本　英一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７０号
茨城県古河市駒羽根1422番地２
債務者　泉谷真里枝（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７４号
茨城県古河市大堤1273番地１　プラネット105号室
債務者　藤田　文明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７５号
茨城県結城市新福寺３丁目８番地３　クレストフォート101
債務者　早瀬　　智
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７６号
茨城県古河市上辺見397番地20
債務者　齋藤　　充
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１７７号
茨城県筑西市玉戸1102番地６
債務者　佐々木政美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部